神奈川県生物多様性地域戦略（仮称）
素案

平成27年12月

神奈川県

目　　次

序章　生物多様性の保全をめぐる動き
1　生物多様性とは ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
（１）生態系の多様性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
（２）種間（種）の多様性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
（３）種内（遺伝子）の多様性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

2　生物多様性に支えられる私たちの暮らし ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
（１）生物多様性がもたらす恵み ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
（２）次世代へ恵みを継承するために ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

3　国際社会と日本における生物多様性の保全の動向 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
（１）国際社会の動向 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
（２）生物多様性国家戦略による取組の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第１章　生物多様性地域戦略の基本的な考え方
1　生物多様性地域戦略の位置付けと県の諸計画との関わり ・・・・・・・・・・・・ 3
（１）生物多様性地域戦略の位置付け ・・・・・・・・・・・・・・ 3
（２）県が策定する諸計画との関わり ・・・・・・・・・・・・・・ 3

2　目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

3　地域戦略の対象区域及び対象期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
（１）対象区域 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
（２）対象期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

4　地域戦略の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
（１）取組状況の把握と公表 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
（２）庁内の推進体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
（３）市町村との連携体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第２章　生物多様性の現状と課題
1　本県の自然環境（生態系） ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
（１）本県における主な生態系 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
（２）生態系に着目した県土のエリア区分 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
（３）各エリアの現状と課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
（４）外来生物による生態系の危機 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

2　生物多様性の保全を進める上での課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
（１）県民の保全行動の促進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
（２）科学的知見の蓄積 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

第３章　課題への取組

１　県土のエリアに即した取組 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
（１）丹沢エリア ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
（２）箱根エリア ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
（３）山麓の里山エリア ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
（４）都市・近郊エリア(多摩丘陵・相模野台地) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
（５）三浦半島エリア ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
（６）河川・湖沼及び沿岸エリア ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

２　エリアをまたぐ取組 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
（１）野生鳥獣との共存を目指した取組 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
（２）外来生物の監視と防除 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
（３）法令・制度等を通じた生態系の保全 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
（４）生物多様性への負荷を軽減する取組 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

３　生物多様性の保全のための行動の促進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
（１）生物多様性の保全の基盤となる情報の収集と発信 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
（２）多様な主体による取組の促進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
（３）環境学習・教育の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

用語集 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

序章　生物多様性の保全をめぐる動き

1　生物多様性とは

- 生物多様性とは、生物多様性条約※において、全ての生きものの間に違いがあることをいうものとされて、生態系の多様性、種間（種）の多様性、種内（遺伝子）の多様性という３つのレベルで多様性があるとされています。
- この「生物多様性」を、「つながり」と「個性」いう言葉に置き換えることができます。「つながり」は、食物連鎖など生きものの間の関係や、山・川・海の連続性といった生態系間の関係などを表し、「個性」は、同じ種であっても個体が少しずつ違うことや、それぞれの地域に固有の生物相があることなどを表した言葉としてとらえることができます。
- 生物多様性は、単に生きものの種類が多いということではなく、長い進化の歴史によりつくり上げられてきたものです。

（1）生態系の多様性

- 様々な生きものを中心に、大気、水、土壌といった環境要素が相互に関わりながら、森林や里山、河川、海といった、一つのシステムとして機能する環境のまとまり（生態系）が多様に存在することを指します。

（2）種間（種）の多様性

- 生態系を構成する種について、動植物から菌類、バクテリアに至るまで様々な生きものが存在することであり、気候などの環境条件や生きもの同士によって多種多様な生きものが育まれることを指します。

（3）種内（遺伝子）の多様性

- 同じ種であっても地域ごとに見られる個体の形や模様、生態が異なるなど、遺伝子のレベルで多様な違いがあることです。遺伝子の多様性は、環境への適応や種の分化といった生きものの進化に関わるものであり、多様性の低下は、種の遺伝的劣化が進み、絶滅の危険性が高まることを意味します。

2　生物多様性に支えられる私たちの暮らし

（1）生物多様性がもたらす恵み

- 生物多様性は、私たちの暮らしを支える基盤となっています。
- 例えば、私たちの生存に欠かせない酸素は、植物の光合成により生成されたものです。また、植物による二酸化炭素の吸収や蒸散は、気温・湿度の調節にも寄与しています。
- 野菜や米などの農産物の多くは、野生の植物を品種改良したものであり、魚などの水産物は、海などから得られます。森林は、洪水を緩和し良質な水を育む水源かん養の働き、山の侵食を防ぎ土砂災害を軽減する働きを持っています。
- これらの生物多様性が私たちの暮らしに与えてくれる恵みは「生態系サービス※」と呼ばれ、ミレニアム生態系評価※において、基盤サービス※、供給サービス※、調整サービス※及び文化的サービス※の４つに分類されています。

※ は、用語集に記載のある用語

（２）次世代へ恵みを継承するために

・　生物多様性は、今日の私たちの社会活動を支える根底にあり、日々の生活、事業活動を持続可能なものとするために不可欠なものです。

　また、長い歴史の中で生きものが適応と進化を繰り返すことで培われてきた生物多様性は、微妙な均衡を保つことによって成立しており、一度損なわれると再生することは困難です。

・　将来にわたり、生物多様性の恵みを享受するためには、個人や事業者など社会を構築する全ての主体が、生物多様性の大切さを認識し、生物多様性の保全と持続可能な利用を図っていくことが必要です。

３　国際社会と日本における生物多様性の保全の動向

（１）国際社会の動向

・　1992（平成４）年にブラジルで開催された国連環境開発会議（地球サミット）において、①生物多様性の保全　②その持続可能な利用　③遺伝資源から得られる利益の公正で公平な配分を目的とした生物多様性条約が採択（1995（平成７）年発効）されています。2014（平成 26）年５月現在、194 の国と地域が加盟しており、日本は 1993（平成５）年５月に批准し、18 番目の締約国となっています。

・　2010（平成 22)年には、生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）が開催され、今後 10 年間に国際社会が取るべき道筋である戦略計画 2011－2020（愛知目標）が採択されました。この愛知目標は、2050（平成 62)年までに「自然と共生する世界」を実現するという中長期目標と、2020（平成 32)年までに生物多様性の損失を止めるための効果的かつ緊急の行動を実施するという短期目標及び 20 の個別目標の達成を目指すものです。

（２）生物多様性国家戦略による取組の推進

・　日本においては、生物多様性条約を受け、1995（平成７）年 10 月に最初の生物多様性国家戦略が策定されました。

・　2008 （平成 20）年６月には、生物多様性基本法※が制定され、生物多様性国家戦略の策定が国の義務として規定されました。

・　2012（平成 24）年９月には、愛知目標が目指す自然共生社会を実現するための理念として「自然の仕組みを基礎とする真に豊かな社会をつくる」ことを掲げ、最初の策定から４度の見直しを経た生物多様性国家戦略 2012-2020 （以下「国家戦略」という。）が策定されました。

・　国家戦略では、国内における生物多様性が直面する４つの危機が整理され、2050（平成 62）年を目標年次とした長期目標とともに、愛知目標の達成に向けた効果的かつ緊急的な行動を実施することについて、2020（平成 32）年を目標年次とした短期目標が提示されました。これらの目標達成に向け、概ね 2020（平成 32）年までに重点的に取り組むべき施策の大きな方向性を示す５つの基本戦略を設定して、取組を推進しています。

※ は、用語集に記載のある用語

第１章　生物多様性地域戦略の基本的な考え方

１　生物多様性地域戦略の位置付けと県の諸計画との関わり

（１）生物多様性地域戦略の位置付け

- 神奈川県生物多様性地域戦略（仮称。以下「地域戦略」という。）は、生物多様性基本法※第 13 条第１項に基づき、国家戦略を基本とし、本県の区域内における生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（地域戦略）として策定します。
- また、「神奈川みどり計画」（2006（平成 18）年度から 2015（平成 27）年度、以下「みどり計画」という。）を包括的に継承し、都道府県広域緑地計画※としてみどり計画が担ってきた、市町による都市緑地法に基づく「緑の基本計画」策定の指針としての役割を有するものとして位置付けます。

≪「みどり」と生態系 ≫

これまで本県では、みどりの保全・再生・創出を目指して、みどり計画を策定し、みどりの量の確保と効果的な配置、みどりの質の向上を進めるための施策を展開してきました。

みどり計画では、対象とする「みどり」を、豊かな自然環境を包括したものであり、個々の植物だけでなく、それらを育む水系を含めた森林や生きものの生息・生育環境として、さらには私たちの暮らしや歴史、文化とともに育まれてきた空間といった幅広い概念でとらえており、生物多様性の保全の対象となる生態系と近い概念となっています。

そこで、地域戦略は、みどり計画を包括的に継承することとし、みどり計画が有していた市町の「緑の基本計画」の指針としての役割についても継承することとします。

（２）県が策定する諸計画との関わり

- 地域戦略は、県政運営の総合的・基本的指針を示す総合計画である「かながわグランドデザイン」のエネルギー・環境分野を支える個別計画です。
- 併せて、神奈川県環境基本計画が示す基本方向に沿って、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な計画として策定するものです。

２　目標

生物多様性の保全について、次のとおり２つの目標を掲げ、地域戦略を推進します。

地域の特性に応じた生物多様性の保全

- 本県は、全国で５番目に小さい面積の県土に、都市化が進展した地域がある一方で、丹沢などの広大な山地、山麓の里山、相模川などの河川や東京湾・相模湾の沿岸域、三浦半島の連続した樹林地などが存在し、多種多様な生態系を有しています。
- 生物多様性の保全を進めるためには、生態系が、その土地の土壌、水、地形や気候などと相まって形成されていることを踏まえ、ある程度まとまりのある地域（エリア）ごとに、その特性に応じた取組を進めていくことが有効と考えられます。
- そこで、生態系に着目してエリアを区分し、その特性に応じた生物多様性の保全を進めていくことを目標とします。

※ は、用語集に記載のある用語

生物多様性の理解と保全行動の促進

- 私たちの生活や事業活動は、あらゆる場面で生物多様性が私たちの暮らしに与えてくれる恵みに支えられている一方で、日常生活や事業活動が生物多様性に影響を与えています。
- そこで、将来にわたり生物多様性の恵みを享受できるよう、県民や事業者、行政など様々な活動主体が生物多様性について理解を深め、日常の活動において、生物多様性に配慮した行動や生物多様性の保全のための行動をとることを促進することを目標とします。

３　地域戦略の対象区域及び対象期間

（１）対象区域

神奈川県全域

（２）対象期間

2016（平成 28）年度から 2021（平成 32）年度まで（５年間）

４　地域戦略の推進

（１）取組状況の把握と公表

- 地域戦略の取組状況について、エリアごとに主な取組状況などを把握し、県民に向け、分かりやすく公表します。

（２）庁内の推進体制

- 取組を所管する関係各課等を構成員とした庁内連携会議を設置し、庁内の情報共有や必要な調整などを行いながら取組を進めます。

（３）市町村との連携体制

- 連絡会議などの場を設け、情報交換や意見交換などを行い、市町村と連携した推進に努めます。

※ は、用語集に記載のある用語

第２章　生物多様性の現状と課題

１　本県の自然環境（生態系）

本県では、変化に富んだ地形や気候、土地利用の状況に応じて、様々な生きものが生息・生育し、多様な生態系を構成しています。この地域戦略では、本県の主な生態系に着目して県土を区分して、生物多様性の保全に係る課題を整理します。

（1）本県における主な生態系

- 森林や河川、里山などの生態系は、その土地に生息・生育する生きものと、それを取り巻く　気候や地形などを要素に形成されているため、明確な境界を設けることは困難ですが、面積などの規模による視点、陸域・水域などの環境に基づく視点、植物群集に基づく視点などによって　把握することが可能です。
- 様々な視点のうち、生態系の規模に着目すると、例えば、「渓流」や「渓畔林」など小規模な生態系を要素として形成される「渓谷」を中規模の生態系とすることができ、これらの「渓谷」、「樹林」、「草原」などを要素として形成される「山地」を大規模な生態系とするといったように段階的に捉えることができます。
- 本県の地形、気候、土地利用、産業構造などの地域特性を踏まえて、効果的に生物多様性の保全を図っていくため、主な生態系を次の４つのまとまりで大きくとらえます。

ア　山地・森林生態系

- 山地・森林生態系は、山地の森林を主体として、渓流や湧水などの小規模な生態系を要素として構成されます。本県の北西部に広がり、複雑に連なる山稜と深い渓谷などを特徴とする丹沢山地、その南に位置する中央火口丘や火口原湖(芦ノ湖)、外輪山などの様々な火山地形を特徴とする箱根山地などが有する生態系です。自然林や人工林、ササ草原など様々なタイプの植生が複雑に入り混じって存在し、多くの動植物の生育・生息環境を提供しています。

イ　里山・農地生態系

- 里山・農地生態系は、水田などの農地と周辺の二次林※を中心とした生態系であり、集落や水路、ため池なども要素として構成されます。里地里山と呼ばれる地域がこれに当たり、本県では、丹沢山地や箱根山地の山麓などや、平坦な地形が少なく丘陵や谷戸が複雑に入り組む三浦半島から多摩丘陵にかけての丘陵部などに主に見られます。
- また、酒匂川や相模川などの沿岸に広がる水田地帯などのまとまりのある農地は、良好な景観を形成し、農業生産の場であるほか、生きものの生息・生育環境を提供しています。

ウ　都市生態系

- 都市生態系は、人口の集中と産業の集積などにより都市的土地利用が進む中で、樹林地や公園、農地などの小規模な生態系を要素としてモザイク状に構成されます。本県の東部地域を中心に見られるこれらの生態系は、都市部の生きものにとって重要な生息・生育環境を提供しています。人の生活や産業活動が優先されるため、他の生態系に比べ、都市化された環境に適応した種が多く見られます。

  また、物や人の流れが多いことから外来生物※が持ち込まれやすい状況にあります。

※ は、用語集に記載のある用語

エ　陸水生態系と沿岸域

- 陸水生態系と沿岸域は、河川や湖沼、藻場※や干潟を含む内湾を中心とした沿岸域を要素として構成されます。富士山東麓と丹沢山地南西部を源流とする酒匂川、山中湖を源流として相模湾に注ぐ相模川、都県境を流れる多摩川などの河川、噴火によって形成された火口原湖である芦ノ湖、人造湖である丹沢湖、宮ヶ瀬湖、相模湖などの湖沼、東京湾・相模湾の沿岸域に見られ、魚類をはじめとする様々な水生生物にとって貴重な生息・生育環境を提供しています。

（２）生態系に着目した県土のエリア区分

４つの生態系に着目し、県土を次のとおり区分します。

県土のエリア区分	関係する主な生態系
丹沢エリア	山地・森林生態系
箱根エリア	山地・森林生態系
山麓の里山エリア	里山・農地生態系
都市・近郊エリア(多摩丘陵・相模野台地)	都市生態系、里山・農地生態系
三浦半島エリア	里山・農地生態系、都市生態系
河川・湖沼及び沿岸エリア （多摩川・相模川・酒匂川などの河川、丹沢湖・宮ヶ瀬湖・相模湖等の湖沼、東京湾・相模湾の沿岸域）	陸水生態系と沿岸域

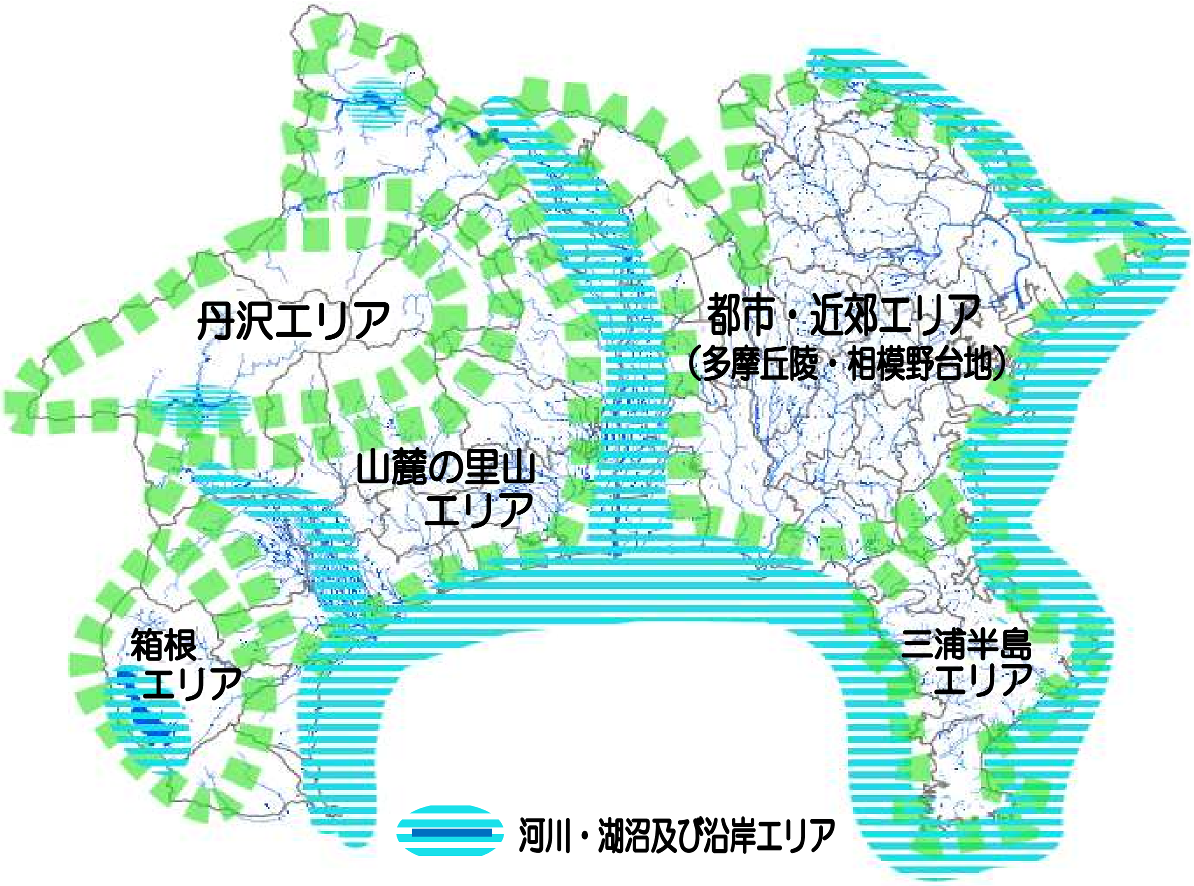

図１　生態系に着目した県土のエリア区分

※ は、用語集に記載のある用語

（３）各エリアの現状と課題

ア　丹沢エリア

- 県の北西部において最高峰の蛭ヶ岳を中心に東西に広がる丹沢山地一帯のエリアで、山地・森林生態系を中心に構成され、ほぼ全域が丹沢大山国定公園及び県立丹沢大山自然公園に指定されています。
- 1980 年代以降、ブナの立ち枯れやニホンジカの採食による林床植生※の衰退などが深刻化してきたため、2007（平成 19）年度から「丹沢大山自然再生計画」等に基づいてブナ林の調査研究、林床植生の回復、ニホンジカ管理などの総合的な取組を進めています。
- 重要な水源地域でもあることから、1997（平成９）年度から水源かん養機能などの公益的機能※の高い森林づくりを目指して「水源の森林づくり事業」に取り組み、2007（平成 19）年度からは「かながわ水源環境保全・再生実行５か年計画」に基づいて推進しています。
- これまでの取組により、一部地域での林床植生の回復や手入れ不足の人工林の減少など、一定の成果を得ていますが、今後もブナ林等の保全・再生、水源かん養機能を高めるための森林整備、ニホンジカの管理などの取組を進めていく必要があります。

イ　箱根エリア

- 全域が富士箱根伊豆国立公園に含まれる箱根町を中心に、その周辺の県立真鶴半島自然公園や県立奥湯河原自然公園を含むエリアであり、火山地形、ブナ林や二次林、ススキ草原などを要素とした山地・森林生態系を中心に構成されます。
- 国立公園及び県立自然公園の自然環境の保全と適正利用を図るために県有の自然公園施設の維持管理を進めるとともに、水源かん養機能などの公益的機能の高い森林づくりを目指して水源の森林づくり事業等を進めています。
- このエリアに生息するニホンザル西湘地域個体群は、絶滅の恐れがある一方で、農作物被害や生活被害、人身被害が生じており、「ニホンザル管理計画」に基づいて市町が実施する捕獲や追い払い等の対策を支援していますが、被害は恒常化しています。さらに、近年ニホンジカの目撃等が増加しており、森林への影響も懸念されています。
- 今後も、自然公園の適正利用を図るための取組を推進するとともに、水源かん養機能などの公益的機能を高めるための森林整備、ニホンザルの管理などをさらに進めることが必要です。加えて、箱根山地への定着が懸念されるニホンジカの管理を進めていく必要があります。

ウ　山麓の里山エリア

- 丹沢山麓の北東部から相模川以西の一帯と大磯丘陵、丹沢山麓南部、酒匂川上流の箱根山麓周辺の里山地域一帯のエリアで、集落と農地周辺の二次林に加え、水路、ため池などを要素とした里山・農地生態系を中心として構成されています。
- 農林業や薪炭採取等に利用されてきた農地や二次林等が、1960 年代以降、産業構造や生活様式が変化する中で使われなくなり、植生遷移が進むことによる環境変化などによって、里地里山に生息・生育する身近な生きものの減少や、農地周辺の藪を隠れ場所にした野生鳥獣による農業被害などが生じています。
- 県では 2007(平成 19)年に「神奈川県里地里山の保全、再生及び活用に関する条例」（以下「里地里山条例」という。）を定めて里地里山の保全活動への支援等に取り組むとともに、地域における農地等の保全活動への支援、環境保全型農業※の推進、野生鳥獣と

※ は、用語集に記載のある用語

の棲み分けに向けた対策などに取り組んできました。

・　今後もこれらの対策を進めることにより、里地里山や農業の有する多面的機能※を発揮させ、野生鳥獣との棲み分けなどを図っていくことが必要です。

エ　都市・近郊エリア(多摩丘陵・相模野台地)

・　相模川以東に広がる平野、台地及び丘陵からなるエリアであり、都市的土地利用が進む中で、樹林地や公園、農地、河川沿いの連続する斜面緑地など、多種多様な生態系がモザイク状となった都市生態系と里山・農地生態系を中心として構成されます。

・　都市の自然環境は、高度な土地利用によって分断化が進み、豊かな生物相が育まれにくい状況にあります。

・　県では、これまで都市に残された自然環境を保全するため、地域制緑地※の指定や都市公園の整備を進めてきたほか、環境影響評価制度や市街化調整区域等における土地利用調整条例の運用などにより土地利用に当たっての環境配慮を進めてきました。

・　都市に残された身近な自然環境を保全するため、県民や団体等との連携・協働による緑地や里山の保全などを進めるとともに、都市住民等が自然とふれあい、学習する場として活用していくことが必要です。

オ　三浦半島エリア

・　三浦丘陵の円海山、二子山、大楠山などの樹林地を擁し、東京湾と相模湾を分ける半島一体のエリアです。平野が少なく起伏の多い地形であり、中央部の丘陵やその周辺の谷戸では、希少種を含めた里山に生きる多くの種類の植物や昆虫・両生類などが生息・生育するなど里山・農地生態系が形成されています。一方、海岸沿いのわずかな平野では都市的土地利用が進み、都市生態系が形成されています。また、南端の三浦市では畑地が広がり、古都鎌倉では、歴史上、重要な文化的遺産と背後の自然環境が一体となり、歴史的風土を形成しています。

・　県では、地域制緑地の指定をはじめ、市民団体などと連携した緑地の保全、地域における農地等の保全のための共同活動への支援に取り組むほか、市町等と連携してアライグマ防除対策を推進してきました。

・　しかし、緑地の手入れ不足による斜面緑地での災害の発生や植生の遷移等による里山に住む生きものの生息・生育環境の悪化が懸念され、また、アライグマ等による在来生物への影響や農業被害、生活被害が続いています。

・　三浦半島に残された自然環境を保全するため、県民、市民団体等との連携・協働による緑地の管理、地域資源を活かした自然とのふれあいや学習の場の提供、アライグマ等の防除などを進めていくことが必要です。

カ　河川・湖沼及び沿岸エリア

・　多摩川、相模川、酒匂川などの河川、芦ノ湖や宮ヶ瀬湖などの湖沼といった陸水生態系、藻場や干潟などを含む相模湾や東京湾の沿岸域で構成されます。

・　災害を防止するための河川整備や利水のためのダムの設置等により、県民生活の安全・安心が図られる一方で、生きものの生息・生育環境となる瀬や淵の減少、海岸侵食などが生じています。

・　また、沿岸では藻場の消失などによる生きものの生息・生育環境の悪化が懸念されるとともに、東京湾では富栄養化により赤潮などが発生しています。

※ は、用語集に記載のある用語

- 県では、生きものの生息・生育や移動に配慮した河川の整備、海岸の保全、藻場の回復、持続可能な水産業の推進、東京湾に流入する汚濁負荷の削減などに取り組んできました。
- 今後も、生きものに配慮した川づくりや総合的な土砂管理による砂浜の回復・保全、持続可能な水産業などを進めていくことが必要です。

（４）外来生物による生態系の危機

- 在来生物※は、外来生物※に対して防御機能を持っていないことが多く、より強い外来生物が侵入することによって、生息地を奪われたり、捕食されたりすることで、在来生物の減少を招くことがあります。交雑によって遺伝的なかく乱※が引き起こされ、純粋な在来生物がいなくなることもあります。
- これらの生物多様性の劣化は、生態系を構築する種の単純化や、その構成が徐々に置き換わっていくことで生態系を変質させるといった生物多様性の根本に関わる問題です。さらに、外来生物の中には、農業被害や生活・人身被害などをもたらすものもあります。
- 県では、繁殖力が高く、農業被害や生活被害のほか生態系への影響も懸念されており、特定外来生物※に指定されているアライグマ※について、外来生物法に基づく防除実施計画に基づいて市町村と連携して防除対策を推進し、捕獲が進んだ地域では生息密度が低下したと見られていますが、被害は継続し、分布も拡大しつつある状況です。同じく特定外来生物に指定されているタイワンリスについては、市町が行う防除対策を支援しています。
- 外来生物は、一度侵入し、分布が拡大すると防除が難しくなることから、県民等とも連携して外来生物の分布状況等についての情報収集を図るとともに、アライグマや外来植物などそれぞれの外来生物の状況等に即した防除対策を、市町村や地域住民などと連携しながら実施していくことが必要です。

２　生物多様性の保全を進める上での課題

（１）県民の保全行動の促進

- 2013（平成 25）年 11 月、県が実施したインターネットを利用したアンケート調査「e-かなネットアンケート」（回答数 201 人）の結果では、「生物多様性」という言葉の意味を知っていると答えた者の割合は 45.8%と約半数となっています。自然観察会などに参加したことがあると答えた者の割合は 16.4%ですが、今後、参加したいと答えた者の割合は 67.2%となっています。
- 経済界においても、事業所緑地の保全管理やビオトープの造成などのＣＳＲ（企業の社会貢献活動）において生物多様性への配慮を視点に置く企業や、生産・物流管理における生物多様性の指針を持つ企業なども見られるようになっています。
- これらの動きが、県民や企業など社会を構成する全ての主体による行動へと発展するよう、県民や企業などが生物多様性について理解を深め、日々の生活や企業経営などの場面で生物多様性に配慮した選択などが行われることを促進していくことが必要です。

（２）科学的知見の蓄積

- 県では、試験研究機関である自然環境保全センター、環境科学センター、水産技術センター、農業技術センターにおいて、生物多様性の保全と持続可能な利用に資する試験研究を実施しています。また、県立生命の星・地球博物館は、「神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006」を作成するなど、県内の生きものの情報のシンクタンク的役割を果たして

※ は、用語集に記載のある用語

います。
・　また、市町村の博物館や資料館、研究所、大学、市民団体など、県機関以外の機関や団体でも、様々な調査研究が行われ、生きものに関する情報が蓄積されています。
・　今後、こうした様々な機関・団体と連携し、生きものの生息・生育等に関する情報の集積を進めるとともに、それぞれが保有する生物多様性に関する情報を相互に共有しながら、生物多様性の保全に向けた取組に活用していくことが必要です。

≪地球温暖化と生物多様性≫
　地球温暖化は、生態系に深刻な影響をもたらす懸念があることが指摘されています。生物多様性基本法では、地球温暖化が生物多様性に深刻な影響を及ぼす恐れがあることと、生物多様性の保全及び持続可能な利用が地球温暖化の防止等に資することを基本原則に示しています。
　本県では、平成 21 年７月に制定した「 神奈川県地球温暖化対策推進条例 」に基づき、平成 22 年３月に「神奈川県地球温暖化対策計画」を策定して地球温暖化対策に関する施策を進めています。
　地域戦略の推進にあたっては、本県の地球温暖化対策と相互に連携しながら取組を進めていきます。

※ は、用語集に記載のある用語

第３章　課題への取組

１　県土のエリアに即した取組

（１）丹沢エリア

ブナ林の立ち枯れやニホンジカによる林床植生の衰退、土壌流出などの自然環境の劣化からの再生を目指して、ブナ林等の保全・再生、公益的機能の発揮を目指した森林の整備、ニホンジカの管理、自然公園の適正利用を図るための取組を進めます。

ア　取組の方向性

(ｱ)　植生保護柵の設置、土壌保全対策、ブナハバチの防除対策等を組み合わせて、高標高域のブナ林などの自然林の保全・再生の取組を段階的に進めます。

(ｲ)　水源かん養機能などの森林の持つ公益的機能の発揮を目指した森林の整備を進めるとともに、地域の特性を踏まえた市町村や森林所有者等による森林整備の取組を支援します。

(ｳ)　ニホンジカの管理捕獲を継続するとともに、森林整備によって林床植生を回復させ、ニホンジカによる生態系への影響を低減します。

(ｴ)　登山道や山岳公衆トイレ等の自然公園施設の適切な管理、パークレンジャーや自然公園指導員による巡視活動等を通じて自然公園の適正利用を推進します。

イ　主な取組

・ブナ林等自然林の保全・再生対策の推進

丹沢山地の概ね1000m以上に分布するブナを主体とする森林（ブナ林等）において、大気中のオゾン等による樹木の成長阻害、林床植生の衰退による土壌の乾燥化、ブナハバチによる食害が複合した影響によるブナの枯死や、林床植生の消失によって土壌流出が進行して衰退した森林を再生するため、「丹沢大山自然再生計画」及び「かながわ水源環境保全・再生実行５か年計画」に基づいて、植生保護柵等による林床植生の回復及び土壌保全対策、ブナハバチの防除対策等を組み合わせて段階的に実施するとともに、衰退要因等のモニタリングを行います。

・地域特性に応じた森林整備の推進

水源かん養機能など公益的機能の高い森林づくりを目指して、「かながわ水源環境保全・再生実行５か年計画」に基づいて、水源の森林づくり事業を実施するとともに、市町村が主体となって取り組む水源林の確保・整備や森林所有者が行う間伐などの森林整備を支援します。

また、県営林や保安林の整備等を通じて、森林の持つ公益的機能の発揮を図ります。

・ニホンジカの管理

生物多様性の保全とニホンジカ地域個体群の安定的存続を目指して、「ニホンジカ管理計画」に基づいて、丹沢山地の中高標高域において、ニホンジカによる過度の採食を受けて衰退した林床植生を回復するための管理捕獲や、林床植生の回復によるシカの生息環境の改善を図るために、森林整備の実施箇所周辺において、森林整備の効果が損なわれることのないよう管理捕獲を実施します。

また、シカの生息状況や植生の状況などをモニタリングして、シカの管理捕獲や森林整備を通した生息環境改善の効果を検証し、計画及び事業の見直しに反映します。

※ は、用語集に記載のある用語

・**自然公園の適正利用の推進**

丹沢大山国定公園及び県立丹沢大山自然公園の自然環境の保全と適正利用を推進するために、登山道や休憩施設、環境配慮型の山岳公衆トイレ等の自然公園施設の整備と維持管理を行うとともに、パークレンジャーや県自然公園指導員による巡視及び普及啓発、ボランティア等との協働による登山道の補修や山中のゴミの撤去などを行います。

（２）箱根エリア

箱根山地の景観と生態系の保全などを図るため、自然公園の適正利用を図る取組を進めるとともに、公益的機能を発揮するための森林整備やニホンジカ・ニホンザルの管理などの取組を推進します。

ア　取組の方向性

(ｱ)　富士箱根伊豆国立公園（箱根地域）、県立真鶴半島自然公園及び県立奥湯河原自然公園の景観と生態系の保全などを図るため、施設の維持管理等を行います。

(ｲ)　水源かん養機能などの森林の持つ公益的機能の発揮を目指した森林の整備を進めるとともに、地域の特性を踏まえた市町や森林所有者等による森林整備の取組を支援します。

(ｳ)　ニホンザル西湘地域個体群の安定的な維持と農業被害、生活被害等の対策を進めるとともに、箱根山地への定着と林床植生への影響が懸念されるニホンジカの対策を進めます。

イ　主な取組

・**自然公園の適正利用の推進**

富士箱根伊豆国立公園（箱根地域）、県立真鶴半島自然公園及び県立奥湯河原自然公園の自然環境の保全及び適正利用を推進するため、歩道、園地等の県有自然公園施設の維持管理を行うとともに、国立公園では、国、市町、ボランティア等が連携して進める自然公園の利用マナーの向上に向けた普及啓発や外来植物の除去等の取組に協力します。

・**地域特性に応じた森林整備の推進**

水源かん養機能など公益的機能の高い森林づくりを目指して、「かながわ水源環境保全・再生施策実行５か年計画」に基づいて、水源の森林づくり事業を実施するとともに、市町が主体となって取り組む水源林の確保・整備や森林所有者が行う間伐などの森林整備を支援します。

また、県営林や保安林の整備等を通じて、森林の持つ公益的機能の発揮を図ります。

・**ニホンジカ・ニホンザルの管理**

箱根山地に生息するニホンザル西湘地域個体群による農作物被害、生活被害及び人身被害を防止するとともに地域個体群の安定的維持を図るため、「ニホンザル管理計画」に基づいて市町を中心に地域が主体となって行う捕獲や追い払いなどの取組を財政的、技術的に支援します。

また、ニホンジカの分布拡大による被害の拡大を防止するために、「ニホンジカ管理計画」に基づいて市町が行う管理捕獲や被害防除対策を支援するとともに、モニタリングによって生息状況を把握しながら、森林の林床植生の衰退を未然に防止するための対策に取り組みます。

※ は、用語集に記載のある用語

（３）山麓の里山エリア

生物多様性の保全を含めた農業の有する多面的機能と、それを支える農林業の営みを維持するため、里地里山の保全等の促進や地域における農地保全の共同活動への支援、野生鳥獣との棲み分けに向けた対策などを進めます。

ア　取組の方向性

(ｱ)　里地里山条例に基づき、地域住民等による保全等の活動を支援するともに、里地里山にふれあう機会の提供等を行い、里地里山の多面的機能※の発揮と次世代への継承を図ります。

(ｲ)　生物多様性の保全を含めた農業の有する多面的機能を十分に発揮させるため、地域における農地、農業用施設等の保全のための共同活動への支援や、環境保全型農業を推進します。

(ｳ)　人と野生鳥獣の棲み分けを図るため、地域が主体となって行う鳥獣の捕獲や防護柵の設置、藪刈り等の集落環境整備などを組み合わせた鳥獣被害対策を支援します。

(ｴ)　市町村や森林所有者等による森林整備への支援、県立自然公園の施設整備、里山の自然環境を活かした都市公園の整備・運営などを進めます。

イ　主な取組

・里地里山の保全等の促進

里地里山の有する多面的な機能を発揮し、次世代へ継承するため、里地里山保全等地域の選定や、保全活動を行う団体への支援を行い、里地里山の保全、再生及び活用を促進します。

また、里地里山の保全等に取り組む団体と企業、大学等との連携強化を促進するとともに、都市住民等の里地里山の保全等への参加や県民理解を促進します。

・農業の有する多面的機能の発揮の促進

農業の有する多面的機能の発揮を図るため、地域ぐるみで行う農地や農業用水、農道等の適切な維持保全活動や、山あいの条件が不利な地域等における農業生産活動への支援を行います。

また、堆肥を使用した土づくり等を通じて化学合成農薬や化学肥料の使用を減らし、環境への負荷を軽減した環境保全型農業を推進します。

・野生鳥獣との棲み分け

農林業被害や生活被害、人身被害など野生鳥獣との軋轢を軽減していくため、ニホンジカとニホンザルの管理を含めて、地域が主体となって取り組む鳥獣の捕獲や追い払い、防護柵の設置、藪の刈り払い等の対策を支援します。

また、特定外来生物に指定されているアライグマについて、農作物被害等の防止や生態系への影響の軽減を図るため、アライグマ防除実施計画に基づき市町村と連携して捕獲などの対策に取り組みます。

・地域特性に応じた森林整備・自然公園の施設整備・都市公園の整備の推進

市町村を主体とする水源林の確保・整備や森林所有者等が行う森林整備への支援などを行うとともに、県立陣馬相模湖自然公園の施設整備と維持管理を行います。

また、山麓の里山の自然を活かした(仮称)山北つぶらの公園などの都市公園の整備や管理運営を行います。

※ は、用語集に記載のある用語

（４）都市・近郊エリア(多摩丘陵・相模野台地)

都市に残された身近な自然を保全するため、都市公園の整備や適切な管理運営を行うとともに、トラスト制度※など多様な主体との連携・協働による緑地の保全、里地里山の保全等の促進、環境保全型農業の推進などの取組を進めます。

ア　取組の方向性

(ｱ)　自然環境を活かした都市公園の整備や適切な管理運営を行うほか、トラスト制度など多様な主体との連携・協働による緑地の保全、里地里山の保全等を促進します。

(ｲ)　生物多様性の保全を含めた農業の有する多面的機能を十分に発揮させるため、地域における農地、農業用施設等の保全のための共同活動への支援や、環境保全型農業を推進します。

(ｳ)　アライグマよる生活被害等の防止や生態系への影響の軽減を図るため、市町と連携して防除対策を進めます。

イ　主な取組

・都市公園の整備及び適切な管理運営

里山の特徴を活かした茅ケ崎里山公園や自然生態観察公園としての座間谷戸山公園など、自然環境の保全と活用を視点とした都市公園の整備や、自然とのふれあいや学習も含めた管理運営を行います。

・トラスト制度などによる緑地の保全

市町による特別緑地保全地区等の指定に協力するとともに、規制等による保全が困難な優良な緑地を保全するため、かながわトラストみどり基金を活用した緑地の買入れを行います。

また、身近なみどりを守り、次の世代へ引き継いでいく「かながわのナショナル・トラスト運動※」を推進します。

・里地里山の保全等の促進

里地里山の有する多面的な機能を発揮し、次世代へ継承するため、里地里山保全等地域の選定や、保全活動を行う団体への支援を行い、里地里山の保全、再生及び活用を促進します。

また、里地里山の保全等に取り組む団体と企業、大学等との連携強化を促進するとともに、都市住民等の里地里山の保全等への参加や県民理解を促進します。

・農業の有する多面的機能の発揮の促進

農業の有する多面的機能の発揮を図るため、農地や農業用水、農道等の適切な維持保全を図るなど、地域ぐるみの共同活動を支援するとともに、堆肥を使用した土づくり等を通じて化学合成農薬や化学肥料の使用を減らし、環境への負荷を軽減した環境保全型農業を推進します。

・アライグマ防除対策の推進

アライグマによる生活被害や農作物被害を防止し、懸念されている生態系への影響を軽減するため、「アライグマ防除実施計画」に基づき市町等と連携して捕獲などの対策に取り組みます。

※ は、用語集に記載のある用語

（５）三浦半島エリア

三浦半島に残された自然を保全するため、トラスト制度など多様な主体との連携・協働による緑地の保全、地域資源を活かした自然とのふれあいや体験学習の場の提供、環境保全型農業の推進、アライグマ等の防除などの取組を進めます。

ア　取組の方向性

(ｱ)　地域制緑地やトラスト制度などによって緑地の保全を図るほか、自然環境を活かした都市公園の整備や管理運営を行うとともに、三浦半島の大規模緑地を中核とした国営公園の誘致を推進します。

(ｲ)　自然環境や農業、水産業などの三浦半島の地域資源を活かして、自然とのふれあいや体験学習の場を提供します。

(ｳ)　生物多様性の保全を含めた農業の有する多面的機能を十分に発揮させるため、地域における農地等の保全のための共同活動への支援や、環境保全型農業を推進します。

(ｴ)　アライグマによる農作物被害等の防止や生態系への影響の軽減を図るため、市町と連携して捕獲等の防除対策を進めるとともに、市町によるタイワンリス対策を支援します。

イ　主な取組

・地域制緑地やトラスト制度による緑地の保全

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法及び首都圏近郊緑地保全法を活用して大規模緑地を保全するとともに、市町が行う特別緑地保全地区等の指定に協力します。県有地として取得した緑地については、計画的な維持管理等によって質の向上を図り、小網代の森などでは、企業、地域住民、団体、市町などとの連携による緑地の保全活動を実施します。

また、住民や団体等による里地里山などの保全活動を支援するとともに、身近なみどりを守り、次の世代へ引き継いでいく「かながわのナショナル・トラスト運動」を推進します。

・都市公園の整備及び適切な管理運営

自然環境を保全・活用した都市公園の整備や適切な管理運営を行います。

また、自然体感ハイキングなどのイベントの開催を通じて、国営公園の必要性について県民への周知を図るなど、三浦半島国営公園（仮称）の誘致活動を進めます。

・地域資源を活かした自然とのふれあいの推進

自然環境を保全することの大切さについて理解を促進するため、緑地や海岸など三浦半島の自然を活かして小網代の森、観音崎公園などにおいて体験学習や自然とふれあう取組を推進します。

また、第一次産業が盛んな地域特性を活かした農漁業体験や観光農園等に関する情報提供を行います。

・農業の有する多面的機能の発揮の促進

農業の有する多面的機能の発揮を図るため、農道や農業用水路の適切な維持保全など、地域ぐるみの共同活動を支援するとともに、堆肥を使用した土づくり等を通じて化学合成農薬や化学肥料の使用を減らし、環境への負荷を軽減した環境保全型農業を推進します。

※ は、用語集に記載のある用語

・アライグマ防除対策等の推進

アライグマによる農作物被害や生活被害を防止し、懸念されている生態系への影響を軽減するため、「アライグマ防除実施計画」に基づき市町等と連携して捕獲などの対策に取り組みます。

同じく特定外来生物に指定されているタイワンリスについて、市町が実施する捕獲などの対策に対して支援します。

（6）河川・湖沼及び沿岸エリア

生きものにとって、かけがえのない生息・生育環境となっている河川・湖沼及び沿岸域を保全していくため、生きものに配慮した川づくりや砂浜の回復・保全、持続可能な水産業などを進めます。

ア　取組の方向性

(ｱ)　自然環境や景観、親水などに配慮した、人と自然にやさしい川づくりを推進します。

(ｲ)　山地から平野、河口、海岸までの連続性を捉えた土砂の管理を推進するとともに、生態系に配慮した海岸の保全施設の整備を行います。

(ｳ)　藻場の回復などによる漁場環境の改善や適切な資源管理による持続的な水産業、近隣都県と連携した東京湾の富栄養化対策などに取り組みます。

(ｴ)　河川・湖沼における魚類の生息環境の改善や生態系復元、遺伝的多様性に配慮した栽培漁業※等について調査研究を実施します。

イ　主な取組

・自然環境に配慮した川づくり

魚類の生息に重要な瀬と淵の創出、自然石や木を用いた河川構造物、コンクリート護岸の表面を土で覆い緑化するなど、多自然川づくり※を推進します。

また、水源として利用している河川の自然浄化や水循環の機能を高めるため、河床に自然石を敷く、河床を水が浸透する工法をとるなど、市町村が行う河川水路等の環境整備を支援します。

・総合的土砂管理と海岸の保全

土砂が生産される上流域から海岸域までの連続性を捉え、それぞれの地域における土砂移動の特性※を踏まえた土砂の生産の抑制や流出の調節等の対策により、適切な土砂の流れを回復し、災害の防止、生態系の回復・保全などを図ります。

海岸侵食が進む相模湾沿岸では、総合的な土砂管理による「山・川・海の連続性をとらえたなぎさづくり」の一環として、計画的な養浜など各海岸のタイプに応じた侵食対策を実施します。

また、海岸保全施設の整備に当たっては、事前に生態系について調査・分析し、生きものの生息・生育環境の保全に配慮します。

・沿岸域の環境保全と持続可能な水産業の推進

水産資源をはぐくむ藻場の消失を防ぐための対策や、水質浄化作用が見込まれる二枚貝の増

※ は、用語集に記載のある用語

養殖の振興等により、漁場環境の改善を図るとともに、漁業者や NPO の連携・協働によるアマモ場の再生の取組について技術的な助言・指導を行います。

持続可能な水産業を推進するため、魚種ごとに資源管理指針を策定し、主要な水産資源のモニタリング等を行いながら、適切な資源管理を推進するとともに、種苗の放流等に適している種や放流量の目標などを定めて計画的かつ効果的に栽培漁業を推進します。

東京湾では、埼玉県、千葉県及び東京都とともに、富栄養化の原因物質である窒素及びりんの流入の総量規制を行い、水質の維持・改善を図ります。

・水域の生態系保全に関する調査研究

川や湖に生息する魚類の生息環境の改善や生態系復元の研究、水生生物等の資源・生態の調査、遺伝的多様性に配慮した栽培漁業の試験研究、希少魚の遺伝子保存の研究など水域の生態系保全に関する調査研究に取り組みます。

2　エリアをまたぐ取組

（1）野生鳥獣との共存を目指した取組

ア　野生鳥獣との棲み分け

野生鳥獣との共存を目指して、人と鳥獣の棲み分けを図っていくことにより、農林業被害や生活被害、人身被害など野生鳥獣との軋轢を軽減していくため、地域住民や市町村など地域の関係者が主体となった取組を促進します。具体的には、被害をもたらす鳥獣の生態や被害の状況、地域の実情等に応じて、地域住民や市町村など地域の関係者が主体となって行う鳥獣の捕獲や追い払い、農地等への侵入を防止する防護柵の設置と管理、鳥獣の隠れ場所や移動ルートとなる藪の刈り払い、鳥獣を誘引する一因となる放置された果樹の除去等の対策を支援します。

イ　ニホンジカ・ニホンザルの管理

林床植生など生態系への影響が大きく農林業被害も生じているニホンジカ及び農業被害や生活被害、人身被害が深刻化しているニホンザルについて、地域個体群の維持を図りつつ、被害等の軽減・防止を図るため、県と市町村が連携・分担して捕獲による個体数調整、森林の整備等を通じた生息環境整備及び防護柵の設置等による被害防除対策を実施するとともに、生息状況、生息環境、被害実態等のモニタリングを行って対策の効果検証と見直しを行います。

2017(平成 29)年度からの「第４次ニホンジカ管理計画」及び「第４次ニホンザル管理計画」では、生息状況等のデータに基づいて地域住民、関係機関、専門家などの関係者の合意を図りながら、より対策を強化して取り組んでいきます。

（2）外来生物の監視と防除

外来生物の分布状況について県民等の協力を得て情報収集を行うとともに、防除対策の取組事例や県民による対応が可能な外来植物等の防除方法などの情報提供を行うことにより、地域主体の外来生物の防除活動を促進します。

また、特に生態系への影響や農業被害、生活被害が大きく、特定外来生物に指定されているアライグマについて、アライグマ防除実施計画に基づいて、生息分布域の縮小と個体数の減少を目指し、市町村等と連携して捕獲などの対策を進めるとともに、同じく特定外来生物に指定

※ は、用語集に記載のある用語

されているタイワンリスについて、市町が実施する捕獲などの対策に対して支援します。

（３）法令・制度等を通じた生態系の保全

ア　緑地等を保全する制度の活用

緑地や水辺環境は、生きものの生息・生育環境をはじめ、安全で快適な環境の形成やレクリエーション活動の場の提供など、様々な機能をもっており、まちづくりの上でも重要な役割をもっています。そこで、市町村と連携して法令による地域指定や都市公園の整備など地域の特性等に応じた手法を選択し、緑地等の保全を図ります。

(ｱ)　近郊緑地特別保全地区（近郊緑地保全区域）

近郊緑地保全区域は、首都圏近郊緑地保全法第３条第１項の規定に基づき、首都圏近郊整備地帯内の緑地のうち、無秩序な市街化のおそれが大きい地域で、その防止効果があるなど一定の要件に該当する区域を保全するために国土交通大臣が指定するものです。県内では、多摩・三浦丘陵に残された大規模緑地を中心に指定されています。

このうち、近郊緑地保全区域内の枢要な部分について、県（政令指定都市内においては、当該市）は都市計画に近郊緑地特別保全地区を定めることができ、県内では三浦市の小網代の森のほぼ全域や円海山・北鎌倉近郊緑地保全地区の一部などを指定しています。近郊緑地特別保全地区に指定されると、建築物の建築等一定の行為について、知事（市の区域は市長）の許可が必要となります。この規制によって土地利用に著しい支障を来たした場合は、地方公共団体等による土地の買入れ制度等があります。

現在の近郊緑地特別保全地区は、引き続き指定を維持するとともに、本県の自然環境の骨格となる大規模緑地、地域における特徴的な自然景観を有する緑地、多様な野生生物の生息・生育環境として良好な生態系が維持されている緑地など特に良好な自然環境を有する緑地について、開発動向などを踏まえて、市町の協力を得ながら指定を検討します。

(ｲ)　歴史的風土特別保存地区（歴史的風土保存区域）

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法に基づき、本県では、鎌倉市と逗子市が、わが国往時の政治、文化の中心等として歴史上重要な地位を有する「古都」として定められています。歴史的風土保存区域は、同法第４条第１項の規定に基づき、歴史的風土を保存するために必要な土地の区域について、国土交通大臣が指定するものです。

このうち、歴史的風土の保存上、枢要な部分を構成している地域について、県は都市計画に歴史的風土特別保存地区を定めることができます。指定されると、建築物の建築等一定の行為について、知事の許可が必要となります。この規制によって土地利用に著しい支障を来たした場合は、県による土地の買入れ制度等があります。

現在の歴史的風土特別保存地区については、引き続き指定を維持するともに、歴史的風土の枢要な部分を構成している地域のうち、維持保存の対策を講ずる必要がある地域について、市の協力を得ながら指定を検討します。

(ｳ)　自然環境保全地域

自然環境保全地域は、自然環境保全条例に基づき、優れた天然林や植物の自生地などの良好な自然環境を有する地域を指定するもので、本県では自然公園周辺部の良好な自然環境を有する地域や都市部の比較的小規模ではあるが良好な自然環境を有している緑地などを指定しています。

※ は、用語集に記載のある用語

このうち、相模原市の石砂山地区を、特に良好な自然環境を有している特別地区として指定しています。自然環境保全地域に指定されると、建築物の建築等一定の行為について知事への届出（特別地区は許可）が必要となります。

現在の自然環境保全地域については、原則として指定を維持するとともに、多様な野生生物の生息・生育環境として良好な生態系が維持されている緑地など、良好な自然環境を有し、自然的・社会的諸条件から見て、その区域の自然環境を保全することが必要である地域について、指定を検討します。ただし、他の手法の適用が可能な場合は、自然環境保全地域とは重複指定せず、原則として、特別緑地保全地区など、より保全効果が高い手法を優先的に検討することとします。

なお、自然環境保全法に基づき環境大臣が指定する地域として、ほとんど人の手の加わっていない原生の状態が保たれている原生自然環境保全地域と、優れた自然環境を維持している自然環境保全地域がありますが、県内での指定はありません。

(ｴ) 自然公園

自然公園には、自然公園法に基づき、環境大臣が指定する国立公園及び国定公園と、自然公園法及び神奈川県立自然公園条例に基づき、県知事が指定する県立自然公園があります。

優れた自然の風景地を土地の権原に関わりなく指定し、自然公園法及び神奈川県立自然公園条例に基づいて、建築物の新築などに対する行為規制や必要な公園施設の整備・維持管理などを行うことにより、保護及び利用の増進を図っています。

本県では、富士箱根伊豆国立公園、丹沢大山国定公園、県立丹沢大山自然公園、県立真鶴半島自然公園、県立奥湯河原自然公園及び県立陣馬相模湖自然公園が指定されています。

(ｵ) 保安林

保安林は、森林法に基づいて、水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備又は生活環境の保全・形成等、公共の目的を達成するため、農林水産大臣若しくは知事が指定するものです。流域における保安林の配備状況と、それぞれの森林の持つ特性を踏まえ、水源のかん養、災害の防止、保健休養等に対する社会的要請から保安林として指定する必要のある森林について指定します。

(ｶ) 鳥獣保護区

鳥獣保護区は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき指定するもので、本県では、行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣など多様な鳥獣が生息する大規模生息地、鳥類の集団渡来地、身近な鳥獣の生息地などについて指定しています。鳥獣保護区のうち、鳥獣の保護又はその生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域を特別保護地区に指定することができます。鳥獣保護区内においては、狩猟が認められないほか、特別保護地区内においては、一定の開発行為が規制されます。

鳥獣保護区に指定しなければ鳥獣の繁殖等に影響を与えるなどの状況が確認された場合は、市町村、関係者、土地所有者等と調整を行い、指定に努めます。

なお、鳥獣保護区には、環境大臣が指定する鳥獣保護区がありますが、県内での指定はありません。

※ は、用語集に記載のある用語

(ｷ) 都市公園

都市公園法に基づく公園又は緑地で、原則、公有地化したうえで、供用開始を公告することにより設置されます。これまでに、河川と一体的な境川遊水地公園、里山の特徴を活かした茅ケ崎里山公園など 26 の県立都市公園を整備し、管理運営を行っています。

県では、「神奈川県立都市公園の整備・管理の基本方針」を策定して、都市公園の整備と管理運営を進めています。

＜公園づくりの基本方針＞　「神奈川県立都市公園の整備・管理の基本方針」より抜粋

視点Ⅰ　自然環境の保全と活用

(1)生態系や生物多様性への配慮、(2)地球環境問題等への地域からの対応

視点Ⅱ　災害対応とバリアフリー化の推進

(3)緊迫する自然災害への対応、(4)誰もが楽しめる公園づくり

視点Ⅲ　地域活性化への貢献

(5)歴史や文化の継承と創造、(6)地域と一体になった魅力の向上

視点Ⅳ　効率的で効果的な公園整備とサービス

(7)より良いサービスの提供、(8)多様な主体との連携、(9)既存公園の再生、
(10)骨格となるみどりの確保、(11)ヘルスケアパークの推進

(ｸ) トラスト緑地

都市緑地法など現行の法制度を最大限活用しても保全を図ることができない良好な緑地について、緑地の所有者との保存契約やかながわトラストみどり基金を活用した買入れにより保全を図っています。

また、市町村が緑地の所有者と緑地保存契約を締結している場合に、賃借料など必要な費用の一部を助成しています。

引き続き、将来に残す必要がありながら法制度により保全が困難な緑地について、緑地保存契約や買入れなどにより、緑地の保全を推進します。

(ｹ) 特別緑地保全地区

特別緑地保全地区は、市街地に残された良好な自然環境を形成する緑地を保全するため、都市緑地法に基づき都市計画に定めるものです。都市及び都市近郊の 10 ヘクタール以上の大規模緑地を県、10 ヘクタール未満の身近な緑地を市町が指定してきました。平成 24 年度からは、全て各市町の権限により指定が進められています。特別緑地保全地区に指定されると、建築物の建築等一定の行為について、知事（市の区域は市長）の許可が必要となります。この規制によって土地利用に著しい支障を来たした場合は、地方公共団体等による土地の買入れ制度等があります。

例外的に 10 ヘクタール以上かつ２以上の市町にまたがる場合の指定権限は県にありますが、隣接する市町の土地利用方針が著しく異なるなどの状況がある場合に限り、指定を検討していきます。

市町による指定に当たっては、県との法定協議を必要としますが、将来にわたって良好な自然環境の保全を図る視点から協議を行います。

※ は、用語集に記載のある用語

(ｺ) 風致地区

風致地区は、都市の風致を維持することを目的として都市計画に定めるものです。本県では、これまで県が樹林地、丘陵地、水辺地等の良好な自然環境を保持している区域、史跡や神社仏閣等がある区域、良好な住環境を維持している区域等について、風致地区の指定を行ってきました。平成 24 年度からは、各市町の権限により指定が行われています。風致地区に指定されると、建築物について建ぺい率や高さ制限などが強化されるほか、建築物の建築等一定の行為について、市町長の許可が必要となります。

例外的に 10 ヘクタール以上かつ２以上の市町にまたがる場合の指定権限は県にありますが、隣接する市町の土地利用方針が著しく異なるなどの状況がある場合に限り、指定を検討していきます。

市町による指定に当たっては、県との法定協議を必要としますが、広域的視点を含め、自然環境や住環境など良好な風致を保持する視点から協議を行います。

(ｻ) 生産緑地

生産緑地は、都市計画区域内の市街化区域において、公害や災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ公共施設等の敷地の用に供する土地として適している 500 平方メートル以上の農地について、市町が都市計画に定めるものです。生産緑地に指定されると、原則として 30 年間、建築物の建築等一定の行為について、市町長の許可が必要となります。

市町による指定に当たっては、県との法定協議を必要としますが、地域の実情に即した指定となるよう協議を行います。

イ 緑の基本計画による生態系の保全

都市緑地法に基づき、市町が「緑の基本計画」の策定または改定を行うにあたっての市町から県への協議を通じて、生物多様性の保全を含め県の諸計画や施策等との整合性を図り、市町と連携して生態系の保全を図ります。

【緑の基本計画策定（改定）時の配慮として望まれること】

１ 生物多様性の保全に配慮した緑の基本計画の策定（改定）

生物多様性の保全は緑の基本計画の対象である「緑地」のもつ重要な機能の一つです。

特に、都市部においては、生きものの生息・生育環境となる緑地が分断される傾向にあり、都市における生きものの減少など、生物多様性の損失をもたらす一因となっています。

そこで、緑の基本計画を策定するに当り、緑の量の確保と質の向上を図るとともに、緑地の適正な配置とその有機的なネットワーク（エコロジカルネットワーク）化を通じて、生きものの生息・生育環境を確保していくことが望まれます。

＜エコロジカルネットワーク形成の観点からの緑の基本計画の策定（改定）の手順＞

「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」(国土交通省都市局)から作成

（１）現況調査と調査結果の分析・評価、評価結果を踏まえた課題の整理と目標設定

地形や水系、植生など自然的条件に関する調査や、土地利用の状況、関連計画等社会的条件に関する調査に際しては、動植物の分布状況の把握といったエコロジカルネットワークの形成への配慮なども検討の上、課題を整理し、目標を設定します。

※ は、用語集に記載のある用語

エコロジカルネットワークは、行政区域を超えて形成されることが重要なため、隣接市町村の計画を参照するとともに、図２に示したような生きものの生息状況など、県域の状況も参考にすることが望まれます。

県では、今後、市町村や関係機関等とも連携し、情報の段階的蓄積を図り、情報提供を充実していきます。

（２）緑地の配置方針

エコロジカルネットワークの形成に必要な中核地区などの地区を設定し、配置方針を検討します。

・中核地区 ―　都市郊外に存在し他の地域への動植物種の供給等に資する緑地
・拠点地区 ―　市街地に存在し動植物種の分布域の拡大等に資する緑地
・回廊地区 ―　中核地区と拠点地区を結び動植物種の移動空間となる河川や緑道等の緑地
・緩衝地区 ―　中核地区、拠点地区、回廊地区に対する緩衝機能を発揮する地区

（３）施策の検討

エコロジカルネットワークを形成するための緑地の保全を図るため、「ア 緑地等を保全する制度の活用」で示した制度のほか、活用可能な手法としては、次のようなものが考えられます。

・地区計画等緑地保全条例制度（都市緑地法第 20 条）
・地区計画等緑地率条例制度（都市緑地法第 39 条）
・市民緑地制度（都市緑地法第 55 条）
・緑地協定制度（都市緑地法第 45 条、第 55 条）
・緑化地域制度（都市緑地法第 34 条）
・市民農園制度（市民農園整備促進法）
・保存樹・保存樹林の指定
・公共施設緑化、緑道や街路樹の整備、道路法面緑化等
・市民との協働による緑地保全の仕組み

（４）モニタリング（計画策定後）

緑の基本計画策定後もモニタリングを継続的に実施し、施策の効果や目標の達成状況等を十分に把握・検証した上で、緑の基本計画の必要な見直しを行っていくことが必要です。

モニタリングデータについて可能な限り県や隣接市町村等と情報共有を図り、施策の充実を図っていくことが望まれます。

２　緑地の持つ様々な機能（生態系サービス）を生かしたまちづくりの観点からの策定（改定）

緑地は、生きものの生息・生育環境をはじめ、大気の浄化や気温の調整など「環境の維持・改善」、水源かん養、良好な景観や歴史的空間の形成、健康・レクリエーション、防災など、様々な機能を有しています。

これらは、緑地の生物多様性がもたらす生態系サービスでもあります。自然的条件や社会的条件の調査結果等に基づき、これらの生態系サービスを生かす視点からの課題の整理と目標設定を行い、それぞれの地域に応じたまちづくりの中で、生態系サービスが十分提供されるよう、緑の基本計画を定めることも必要です。

※ は、用語集に記載のある用語

（凡例：里山指標種の種数）

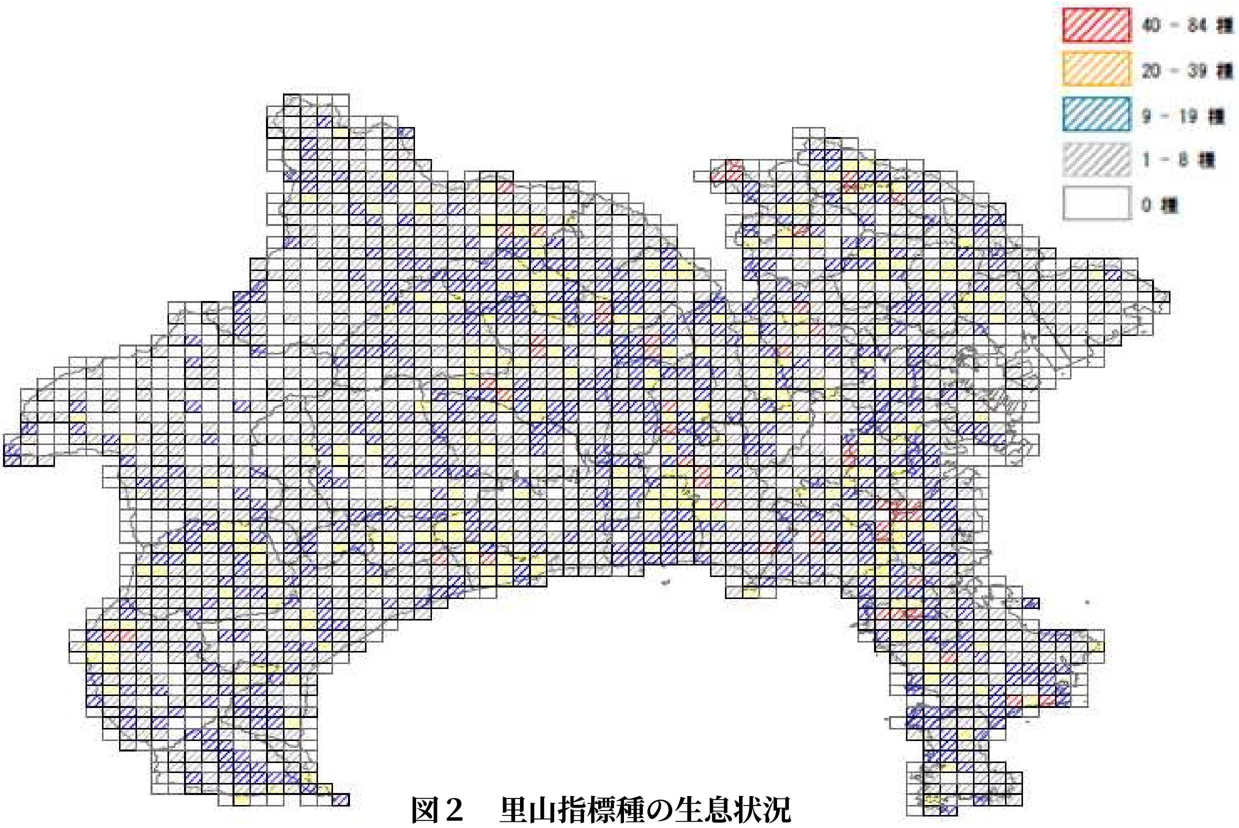

図２　里山指標種の生息状況

本県では、丹沢山地や箱根山地の山麓一帯に広がる里地里山を始め、酒匂川や相模川などの沿岸に広がる水田などのまとまりある農地、都市にモザイク状に存在する農地、三浦半島の大規模な丘陵やその周辺の谷戸など、種の多様性に富み、生きものの生息・生育環境としても重要な「里山・農地生態系」が各地域で見られます。

図２は、市町が緑の基本計画を策定する際の参考となるよう、指標となる植物と昆虫種の種数から、「里山・農地生態系」の生物多様性の状況を示すものとして試験的に作成したものです。

【出典：神奈川県調べ】

（４）生物多様性への負荷を軽減する取組

開発などの事業に伴う生物多様性への負荷を軽減するための取組を進めます。

ア　環境に配慮した計画的な土地利用

・神奈川県土地利用調整条例に基づく適切な開発調整

県民の生活や生産の共通の基盤である県土について、自然環境との調和や保全を図りながら、総合的かつ計画的な利用を推進するため、市街化調整区域※などにおいて、開発や埋立を行う際、法令に基づく許認可の前に土地利用調整を行います。

・神奈川県環境影響評価条例に基づく環境影響評価

道路の建設、工場・事業場の建設など一定規模以上の開発事業を行う場合、開発事業による環境への影響をできる限り低減するため、周辺の環境に及ぼす影響を、事業者が自ら事前に調査・予測・評価し、その結果を公表して、住民、事業者、行政がそれぞれの立場で意見を出し合うことにより、環境に配慮したものとする取組を進めます。

※ は、用語集に記載のある用語

・みどりの協定実施要綱に基づく開発時の緑地面積の確保

事業所の建設、住宅団地の造成、大規模小売店舗の建設、土石の採取など１ヘクタール以上の開発事業を行う場合、自然環境の維持・回復を図るため、事業者と協定を締結し、開発区域において一定規模の緑地面積を確保します。緑地面積の確保にあたっては、現存する自然度の高い植生をできる限り保存するなどの配慮について調整します。

イ　農林水産業の振興における環境への配慮

・環境保全型農業の推進

環境と調和する農業の一層の推進を図るため、堆肥等による土づくりと化学肥料、化学合成農薬の使用の低減を一体的に行う生産方式を導入しようとする農業者をエコファーマーとして認定するなど、環境保全型農業を推進します。

・水産資源の適正管理の推進

持続的な水産資源の利用を図るため、魚種ごとに資源管理指針を策定し、主要な水産資源の持続的なモニタリング等を行い、調査によって得られた情報を漁業関係者に提供するなど、適切な資源管理を推進します。

３　生物多様性の保全のための行動の促進

（１）生物多様性の保全の基盤となる情報の収集と発信

県民や事業者、行政などの様々な活動主体において生物多様性の保全のための行動が行われるよう、生物多様性に関する様々な情報を収集し、発信します。

・生物多様性に関する情報サイトの整備

生物多様性に関する情報を集約して発信する情報サイトを整備し、県民や事業者等に向けて、生物多様性に関する基本的な情報や外来生物に関する情報など多様な情報をわかりやすく提供します。

・生きものの生息・生育基盤情報の収集と活用

県・市町村の博物館や大学、市民団体などと連携して、生物多様性に関する情報を収集し、共有に努めるとともに、必要に応じ、植生や動物、昆虫を含めた生物相に関する調査を実施し、地域の生態系を保全するための取組等に活用します。

また、県民の生物多様性への関心を高め、配慮や保全のための行動を促進するため、県民参加で生きものの情報を把握していく仕組みづくりを進めます。

（２）多様な主体による取組の促進

県民や事業者、行政など様々な活動主体がそれぞれ、または、連携・協働して行う生物多様性への配慮や保全のための取組を促進します。

・生物多様性への配慮・保全活動情報の収集と活用

県民、市民団体、企業、市町村などによる生物多様性への配慮や保全の取組事例などに関する情報を収集し、提供することにより、保全活動等に取り組む各主体の相互協力、交流等を支援します。

※ は、用語集に記載のある用語

また、生物多様性に配慮した製品やサービスの認証制度など、県民の理解と行動に繋がる情報を収集し、広く県民に提供します。

・県民、企業、市町村等による講座等への支援

県民、市民団体、企業及び市町村などの生物多様性への理解を深め、その保全と配慮に向けた行動を促すため、各主体に生物多様性に関する講座、研修会などの開催を働きかけるとともに、こうした講座や、事業等の相談に対し、生物多様性について専門知識を有する講師を派遣し、取組を支援します。

・かながわのナショナル・トラスト運動の推進

県内の優れた自然環境や歴史的環境を保全し、緑豊かな美しい神奈川を次の世代に引き継ぐため、公益財団法人かながわトラストみどり財団、県民、企業、市町村等と一体となって「かながわのナショナル・トラスト運動」を推進します。

・県民参加による自然環境保全活動の推進

ボランティアによる丹沢大山の自然再生に向けた活動や水源地域の森林づくりの活動など、県民参加による自然環境保全の取組を推進します。

・マイエコ 10（てん）宣言※の普及を通じた保全行動の促進

90 の行動メニューから自分が取り組みたい項目を 10 個選んで宣言する「マイエコ 10（てん）宣言」の普及を通じ、生きものを最後まで飼育することや、里地里山の保全活動等への参加など個人や企業等の行動を促進します。

（３）環境学習・教育の推進

自然が実感できる場を提供するなど、自然環境を利活用した取組等を通じて、生物多様性に関する環境学習・教育を推進します。

・学校における環境学習・教育の推進

小・中・高等学校などでは、植物や動物飼育を通して自然の仕組みを学ぶことや、学校の立地条件を活かした海や里山などでの自然体験など、身近な自然から発見をする体験的な学習などの環境教育を推進します。

また、総合的な学習の時間などでの環境学習に際して、豊富な知識・経験を有する方を講師として派遣することや、教員への研修講座、生物多様性に関する学習映像教材の提供などを行います。

・地域における環境学習・教育の推進

博物館やビジターセンターなどにおいて、県民向けに生物多様性の保全や自然の仕組みなどに関する講座、自然観察会などを開催します。

また、自然観察会の指導者などを対象にした研修会を実施するなど、生物多様性に関する環境教育を担う人材の育成に取り組みます。

・小網代の森における自然観察会などの実施

市民活動団体等との協働により、アカテガニ放仔観察会や、子どもたちが自然観察と干潟等の清掃活動を体験できる「こども小網代ボランティア」など、源流から海までの生態系が自然のまま残された自然環境を活用した環境学習に取り組みます。

※ は、用語集に記載のある用語

用語集

【ア行】

用　語		解　説
ア	アライグマ	ネコ目アライグマ科アライグマ属に属し、学名は Procyon lotor（近類のカニクイアライグマの学名は、Procyon cancrivorus で、国内では、この２種を総称してアライグマとすることが多い。） 原産地は、アライグマは北アメリカ、カニクイアライグマは、中南アメリカであります。 国内分布については、愛知県（1962 年）で初めて野生化が確認されて以後、2009 年時点では 47 都道府県で生息情報があります。これらの侵入の原因は、飼育個体の逃亡・遺棄と推測されており、本県におけるアライグマの野生化は 1988 年頃起こったものと推測されています。 体重 4～10 数 kg、頭胴長 41～60㎝、尾長 20～41㎝。白色の顔に黒色系のマスクを着けたような外見で 4～7 の輪模様を尾に持ちます。蹠行性の歩行のために足跡は明瞭に残り、５本指の形状とその大きさから在来哺乳類との区別はしやすいです。夜行性で、水辺を好みますが、森林、湿地、農耕地、市街地など幅広い環境に生息します。雑食性で、野外に定着した個体は、果実・野菜・穀類、小哺乳類・鳥類・両生類・爬虫類・魚類・昆虫その他の小動物全般を採取します。

【カ行】

カ	（遺伝的な）かく乱	近縁な種の間で交雑がおこり、遺伝的に違った種に置き換わったり、在来の遺伝子集団が消滅してしまうことを指します。
カ	かながわのナショナル・トラスト運動	かながわのナショナル・トラスト運動は、イギリスで発展した運動をモデルにして、神奈川県が設置する基金と運動体となる公益財団法人かながわトラストみどり財団が連携して、都市化の著しい県内の身近なみどりを守り、育てる運動として昭和 61 年にスタートした取組です。
カ	環境保全型農業	農業の持つ物質循環機能（水や栄養分等の循環）を活かし、生産性との調和に留意しつつ、たい肥の施用などによる土づくり等を通じて、化学合成農薬や化学肥料等による環境への負荷の軽減と、より安全な農産物生産に配慮した持続的な農業をいいます。 なお、有機農業は、化学合成農薬や化学肥料を使用しないなど環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法であることから環境保全型農業の一環として位置付けています。
ガ	外来生物	海外から導入され、本来の生息地又は生育地以外に生息・生育する生物（その生物が交雑することにより生じた生物を含む）を言います。
キ	基盤サービス	生態系サービスである、供給･調整･文化的サービスを支えるサービスのことを言います。例えば、光合成による酸素の生成、土壌形成、栄養循環、水循環などがこれに当たります。
キ	供給サービス	食料、燃料、木材、繊維、薬品、水など、人間の生活に重要な資源を供給するサービスを指します。 このサービスにおける生物多様性は、有用資源の利用可能性という意味で極めて重要です。現に経済的取引の対象となっている生物由来資源から、現時点では発見されていない有用な資源まで、ある生物を失うことは、現在及び将来のその生物の資源としての利用可能性を失うことになります。
コ	（森林の持つ）公益的機能	森林の木材生産などのほかに持つ多面的機能を言い、渇水や洪水を緩和し、良質な水を育む水源かん養機能、山地災害の防災機能、気象緩和や騒音防止などの生活環境保全機能、レクリエーションや教育の場の提供、野生鳥獣の生息の場などの保健文化機能などがあります。

【サ行】

用　語		解　説
サ	栽培漁業	卵から稚魚・稚貝になるまでの、自然界では育つのに最も難しい時期を人間の手によって育て、魚や貝が小さいうちに海へ放流する、つくり育てる漁業を指します。 卵をとって孵化させ、室内の水槽で育てる種苗生産、稚魚や稚貝を放流サイズまで育てる中間育成、時期や場所に合わせて、一定サイズに育った稚魚や稚貝の放流、海で育った魚や貝を、漁業者や釣り人が獲る漁獲、といったステップで考えられています。
ザ	在来生物	もともとその場所で生息・生育していた在来の生物を指します。
シ	市街化調整区域	都市計画法第 7 条において、市街化を抑制すべき区域とされており、開発や建築が制限されている区域です。原則として、開発行為は農林漁業用など特定の場合を除き禁止されています。
セ	生態系サービス	食料や水の供給、気候の安定など、生物多様性を基盤とする生態系から得られる恵みは「生態系サービス」と呼ばれており、基盤サービス、供給サービス、調整サービス及び文化的サービスの４つのサービスに分類されます。

【サ行】

セ	生物多様性基本法	生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的・計画的に推進することで、豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現すること等を目的として、平成 20 年５月に成立、同年６月に施行されました。 生物多様性基本法では、生物多様性の保全と利用に関する基本原則、国、地方公共団体、事業者、国民及び民間団体の責務、生物多様性国家戦略の策定、白書の作成、国が講ずべき 13 の基本的施策など、わが国の生物多様性施策を進めるうえでの基本的な考え方が示されています。 また、都道府県及び市町村による生物多様性地域戦略の策定の努力義務などが規定されています。
セ	生物多様性条約	生物多様性は人類の生存を支え、人類に様々な恵みをもたらすものです。生物に国境はなく、日本だけで生物多様性を保全しても十分ではありません。世界全体でこの問題に取り組むことが重要です。このため、1992 年５月に「生物の多様性に関する条約」がつくられました。本条約第２条におい『「生物の多様性」とは、すべての生物（陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息又は生育の場のいかんを問わない。）の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む。』ことが規定されています。

【タ行】

タ	多自然川づくり	国が定めた「多自然川づくり基本指針」では、「河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うこと」と定めており、例えば、自然石や木を用いて河川構造物を造作したり、コンクリート護岸の表面を土で覆って緑化する等の取組などを指します。

【タ行】（前頁からの続き）

用　語		解　説
タ	（里地里山の）多面的機能	農林業の生産の場や生活の場としての機能以外に、美しい風景、多様な生物を育む空間、災害の防止、生活文化の伝承など、多くの県民に「恵み」をもたらす有益な機能を言います。
タ	（農業の有する）多面的機能	良好な景観の形成、防災、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、文化の伝承、情操のかん養など、農業生産活動による食料等の供給の機能以外の多面にわたる機能を言います。
チ	地域制緑地	法令や条例に基づき土地利用に制限をかけることによって保全される緑地を指します。
チ	調整サービス	森林があることによって気候が緩和されたり、洪水が起こりにくくなったり、水が浄化されたりといった、環境を制御するサービスのことを言います。これらを人工的に実施しようとすると、膨大なコストがかかります。 このサービスの観点からは、生物多様性が高いことは、病気や害虫の発生、気象の変化等の外部からのかく乱要因や不測の事態に対する安定性や回復性を高めることにつながると言えます。
ト	特定外来生物	外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づき、指定されます。 特定外来生物は、生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれます。
ト	トラスト制度	県内の優れた自然環境及び歴史的環境を保全するに当り、都市緑地法などの法令による保全が原則ですが、現行の法制度を補完する制度として、公益財団法人かながわトラストみどり財団や市町村などと協力し、大きく次の４形態により緑地の保全を図っています。 ・　かながわトラストみどり基金による買入れ保全 ・　緑地保存契約による保全 ・　寄贈を受けての保全 ・　市町村への助成による保全
ト	都道府県広域緑地計画	「緑のマスタープラン策定に関する今後の方針(昭和 56 年 9 月建設省都市局都市計画課長通達)」に基づき、都道府県が策定主体となり、都市計画区域全域について広域的観点から策定する緑地の保全及び緑化の推進に関する計画です。一つの市町村ごとに行われる緑の基本計画の円滑な策定のためにも、広域的視点からの緑地の配置の指針としての役割を担っています。
ド	土砂移動（の）特性	山地で生産された土砂が、水の流れにより、運搬、堆積を繰り返し、下流に向かって海まで移動していくことを土砂移動と言い、地形、地質、降雨などの条件によって変化する、土砂の移動量や速度、移動する土砂の粒径などの特性を土砂移動（の）特性と言います。

【ナ行】

用　語		解　説
ニ	二次林	伐採や風水害、山火事などにより森林が破壊された跡に、土中に残った種子や植物体の生長などにより成立した森林を指します。 溶岩など土壌のない地盤に森林が成立していく過程と違って、土壌が存在する場合には、初めからカンバ類やマツ類などの陽性（草原・耕地など日当たりのよい環境で生育する性質を持つ）の樹木が成長し、長い年月をかけて、やがて、陰性（耐陰性が強く林の中など日陰の環境で生育する性質を持つ）の樹木に置き換わり安定した森林（極相）となります。このような遷移を二次遷移と呼び、二次遷移の途中にある森林をおもに二次林と呼びます。

【ハ行】

ブ	文化的サービス	精神的充足、美的な楽しみ、宗教・社会制度の基盤、レクリエーションの機会などを与えるサービスのことを言います。 多くの地域固有の文化・宗教はその地域に固有の生態系・生物相によって支えられており、生物多様性はこうした文化の基盤と言えます。ある生物が失われることは、その地域の文化そのものを失ってしまうことにもつながりかねません。

【マ行】

マ	マイエコ 10(てん)宣言	新アジェンダ 21 かながわの名称を「私たちの環境行動宣言　かながわエコ 10（てん）トライ」とし、この中で位置付けられる 90 の行動メニューから自分が取り組みたい項目を 10 個選んで宣言する行為を「マイエコ 10(てん)宣言」と呼んでいます。
ミ	ミレニアム生態系評価	国連の主唱により 2001（平成 13）年から 2005（平成 17）年にかけて行われた、地球規模での生物多様性及び生態系の保全と持続可能な利用に関する科学的な総合評価の取組です。生物多様性は生態系が提供する生態系サービスの基盤であり、生態系サービスの豊かさが人間の福利に大きな関係のあることが分かりやすく示されました。
モ	藻場	沿岸域の海底でさまざまな海草・海藻が群落を形成している場所を指します。主として種子植物であるアマモなどの海草（sea grass）により形成されるアマモ場と、主として藻類に分類されるホンダワラ、コンブ、ワカメといった海藻（seaweed）により形成されるガラモ場とがあります。

【ラ行】

リ	林床植生	森林は様々な高さを持った植物の組み合わせによる多層構造を持っていますが、その中で低木以下の階層を構成する植生を「林床植生」と言います。